

令和4年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（高圧ガス保安に関する研修及び表彰）に係る入札可能性調査実施要領

令和4年4月13日
経済産業省
産業保安グループ
高圧ガス保安室

経済産業省では、令和4年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（高圧ガス保安に関する研修及び表彰）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

実施計画書（仕様書）参照

(2) 事業の具体的内容

実施計画書（仕様書）参照

(3) 事業期間

実施計画書（仕様書）参照

(4) 事業実施条件

<高圧ガス保安法研修>

高圧ガス保安に関し、必要十分な基本的な知見を習得させるという観点から、講義資料、講師も含め、あらゆる角度から、研修結果の評価を行い、取りまとめることができること。研修実施期間（5日間）で、得られた知見等を基に、「本研修の目的を効率的かつ十分達成するためには、現状の講義内容に過不足はないか。また、どのような内容を新たに追加すべきか。講義を行うのに適切な講師は誰か。」という観点も含め、講義内容、時間配分、力

リキュラム等の改善点等を整理し、次回研修実施に向けた提言を行うことができること。

< 高圧ガス保安経済産業大臣表彰 >

技術基準等の見直しに資するよう、表彰の機会を通じて、事業者の優れた取組に係る情報を収集・把握できること。得られた知見を基に、「今後どのような者を表彰することで、業界全体の保安レベルの底上げにつながるか。」という観点も含め、表彰制度の在り方や選考基準等の改善点等を整理し、提言を行うことができること。

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和4年4月20日（水）17時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和4年4月22日（金） 13：30～14：00

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。

- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。
 - ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。
 - ②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。
 - ③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室 末吉、茨 宛て

TEL 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

E-mail koatsu-gas@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和4年5月2日（月）10:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

(別 添)

(様 式)

令和 年 月 日

令和4年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（高圧ガス保安に関する研修及び表彰）入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代表者氏名 : _____

連絡先

TEL :

FAX :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。